議事録

H4X	于邓		
審	議会等	名	令和4年度第2回取手地方広域下水道組合事業運営審議会
開	催	日	令和4年10月12日(水)
開	催場	所	取手市小文間173番地 取手地方広域下水道組合 3階大会議室
出	欠	者	出席委員 星会長ほか12名 欠席委員 0名 事務局 瀬尾事務局長、穐鹿次長、齊藤経営課長、坂木課長補佐、 宮田課長補佐、日野係長、野田主幹
議		題	・下水道使用料の改定について(公開)
議	事 概	要	1 開会 午後2時 2 会長あいさつ 星会長 3 議題 ・下水道使用料の改定について、事務局から説明した。 質疑等 質問 資料P17の使用料体系の検討について、101㎡以上の大口使 用者の下水道使用料の割合は約20%、金額は約2億円となっているが、101㎡以上の大口使用者の今後の見込みは。 回答 件数は若干伸びていますが、割合としては横ばいになります。今後の見込みですが、取手市のグリーンスポーツセンター、永山中学校、つくばみらい市の総合運動公園などの公共施設が供用開始になる予定で、その他、取手市桑原地区の区画整理事業、取手駅北の区画整理事業の商業施設が建設されていけば、大口使用者の件数も伸びてくるものと思われます。 質問 処理場施設について、天災に対する保険は入っているか。また、年間の保険料は。 回答 入っています。保険料は、年間20~30万円ほどになります。 質問 今回示された料金改定案において、収入不足額が解消するまでの間の財源は。 回答 令和5年度の収入不足額につきましては、市でいうところの財政調整基金及び構成市負担金等で対応していく予定です。 質問 資料P13の財政計画において、処理場費が下がっていっているのは何故か。 回答 ストックマネジメント計画の運用が開始されておりまして、計画策定にあたり、施設、設備の点検調査を行い、5年間の改築・更新費、及び、修繕費の概算費用を試算します。資料P13の財政計画において、令和8年度から処理場費が下がっていま

- すが、現時点で計画されている費用と、過去の実績に基づいた 費用を反映したもので、処理場費が下がっている状況です。
- 質問 昭和 40 年代、50 年代には、ヒューム管と呼ばれるコンクリート製のものを主に使用していたが、コンクリート製以外のものを使い始めるようになった時期を教えていただきたい。
- 回答 平成 4、5 年頃から塩ビ管で整備が進められているものと思われます。現在は推進でしか、コンクリート製のものは使用していない状況です。
- 質問 10 ㎡以下の改定率が改定案 A では 40.9%、改定案 B では 42.7%ですが、それぞれの区分の改定率を均すことは出来ない か。他の自治体と比較して小口使用者の使用料単価が低く抑えられているため、小口使用者の改定率が大口使用者の改定率より高く設定されているか。
- 回答 現状では使用水量が 101 ㎡以上の使用料単価は、100 ㎡以下の使用料単価と比較して高くなっており、101 ㎡以上の大口使用者については、使用水量が 1,001 ㎡以上では 200 円/㎡近い使用料単価となっている状況です。使用水量が 11~20 ㎡では、使用料単価が 113.5 円/㎡となっており、不公平感を軽減するため、少ない使用水量の従量料金を改定したいと考えています。
- 質問 将来的には人口減少が想定され、人口が減少すれば当然下水 道の使用料も減少するかと思います。こういった状況で使用料 改定率 18.8%は妥当か。
- 回答 昨今急激な円安や戦争による光熱水費の上昇等も懸念される中、将来的な見通しを全て考慮するのは困難であり、使用者に急激な負担とならないよう、使用料改定率を 18.8%に設定しています。
- 質問 県南水道の料金が改定されたが、上げ幅はどのようになって いるか。
- 回答 県南水道では、4月の改定で口径別となり、一般家庭では、 口径 20mm が大半を占めているような状況です。20mm の場合、 使用水量 20 ㎡では 660 円、40 ㎡では 2,060 円の上げ幅となっ ています。県南水道の改定率ですが、詳細は不明ですが、広報 紙などには「平均 23%の改定」と明記されています。
- 質問 水道の料金体系がつくばみらい市と取手市で相違するのならば、下水道の料金体系で考慮しても不公平感が残るのではないか。
- 回答 下水道料金はあくまでも下水道を使用した費用です。水道に 伴って上がるとか、料金の改定率を同じにするとかということ

はありません。

- 質問 改定案Aと改定案Bのメリット、デメリットについて教えていただきたい。
- 回答 改定案 A は、使用料単価が 150 円/㎡に満たない区分を改定したシミュレーションになります。この場合、月の使用量が 40 ㎡までは現行料金に加算される金額が増えていき、それを超える使用量は現行料金に一律 750 円が加算されます。

改定案 B は 2 億 1 千万円の財源不足額を基本料金に乗せた 場合をシミュレーションしたものです。

メリット、デメリットなど詳細は、今後の審議会で提示しま す。

- 質問 資料 P18 の改定案 A において 40 ㎡を超える部分の従量料金が 1 円も上がっていないので、使用者の反発を招くのではないか。 40 ㎡を超える部分の従量料金も改定して大企業にも負担を求め、改定幅を均すべきではないか。 使用料単価が 150 円/㎡超えることをもって改定率を 0%とするのではなく、使用料改定率 18.8%を全体的に広くばらした方が賛同を得易いように思う。
- 回答 月の使用量が 50 ㎡の場合改定率は 7.1%となっており、使用料単価が 150 円/㎡超えるため、今回は改定率が 0%ということで提示しました。次回以降の審議会では色々な改定案を作成し、提示します。
- 4 閉会 午後3時30分
 - ・次回審議会は、12月中旬に開催予定

そ の 他 傍聴人 0人